

○国家公安委員会告示第四十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第二十号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二十九条第二項（第九十八条において準用する場合を含む。）及び第一百七条第二項（第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示

（遊技料金の基準の一部改正）

第一条 遊技料金の基準（昭和六十年国家公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条第一項第二号ホ」を「第三十六条第一項第二号ホ」に改める。

第二条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十六条第一項第三号」に改める。

（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正）

第二条 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安

委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十二条第二項（第八十三条第二項）」を「第二十九条第二項（第九十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百七条第二項（第百八条第二項）」に改める。

（十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示の一部改正）

第三条 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示（平成十八年国家公安委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十六条第二項（第五十六条第一項及び第六十七条第一項）」を「第四十七条第二項（第五十条七条第一項及び第六十八条第一項）」に改める。

附 則

この告示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
国家公安委員会の整備に関する規則の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。